

2020年6月

受益者の皆様へ

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

信用リスク集中回避のための投資制限にかかる対応実施のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が設定・運用しております下記のファンドにつきまして、一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2（信用リスク集中回避のための投資制限）における一の者に係る「債券等エクスポージャー」が一時的に10%を超過したため、同条に規定する比率以内となるよう調整を行いました。

つきましては同協会の定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2（信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示）の規定に基づき、下記の通りお知らせいたします。

記

【対象ファンド】

マニュライフ・日系企業外貨建社債ファンド2016-09（為替ヘッジあり／限定追加型）

対象者の名称	投資制限超過日	調整終了日
三井住友フィナンシャルグループ	2020年6月5日	2020年6月8日
株式会社みずほフィナンシャルグループ	同上	同上

以上